

## 暴力団等排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって、下記の事項のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 当団体が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、または当団体の役員等（法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）が一人以上いる場合
2. 暴力団員等が法人等の事業活動を支配している若しくは実質的に事業活動に関与していると認められる関係を有する場合
3. 当団体の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等または暴力団員等を利用するなどしている場合
4. 当団体が、暴力団等または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
5. 当団体の役員等が、暴力団等または暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合
6. 補助事業の内容等に法令に違反する行為がみられる場合